

議案第18号

佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和3年8月23日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例（平成11年佐倉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表活動コーナーの項中「330円」を「380円」に、「450円」を「500円」に、「780円」を「880円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、令和4年4月1日以後の佐倉市消費生活センターの使用に係る使用料について適用する。